嘉 福 第 9 6 2 号
令和８年10月１日

障害児通所給付決定保護者　様

嘉手納町長　當山　宏
（ 公 印 省 略 ）

嘉手納町障害福祉サービス等支給決定基準の移行期間延長に関するお知らせ

日頃より、本町の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本町におきましては、令和８年６月19日付「嘉手納町障害福祉サービス当支給決定基準について（お知らせ)」にて、同年４月１日からの支給決定基準の一部改正、および令和８年４月１日から９月30日までの移行期間についてご案内し、新基準への移行準備を進めてまいりました。このたび、円滑に新基準への移行に向け、お子さんの状況等に十分配慮しより丁寧な検証を行う期間を確保するため、移行期間を下記のとおり延長することといたしましたので通知いたします。

記

1. 変更内容（移行期間の延長）
   - 当初の移行期間：令和８年４月１日～令和８年９月30日まで
   - 変更後の移行期間：令和８年４月１日～**令和９年３月31日**まで

2. 保護者の皆様への影響と今後の手続き

   延期期間中（令和９年３月31日まで）は、引き続きお子さんの状況等に配慮しながら、急激な変更が生じないよう運用を行います。今回の延長に伴い、保護者の皆様に新しく行っていただく手続きや書類の提出はございません。

   延長期間の終了する令和９年３月31日以降の支給決定時より、新たな基準に基づいた運用を順次進めてまいります。支給決定基準及びその他障害福祉サービス等について、ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

以上

【6月19日通知の主な改正点】

1. 障害児通所支援の支給日数は調査の結果を反映

   国は令和６年度から、障害児通所支援における総合的な支援の推進を図るため、児童発達支援ガイドライン等で示される５領域に対応した『5領域20項目調査』を導入したことを受け、本町でも『5領域20項目調査』を活用し支給決定を行うこととする。

2. 計画相談支援について、利用しているサービスの内容に応じた標準モニタリング期間の設定。（例：障害児通所支援・・・６か月毎など）ただし、新規利用者は除く。

【お問合せ先】
嘉手納町 福祉課障害福祉係　担当：金城
電話番号：098-956-1111（内線126）